改正後

別表（第六十六条関係）

属具名称	数量	摘要
（略）	（略）	（略）
紅色閃光灯	一個	一　（略） 二　海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）第五条の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された漁船（以下「指定漁船」という。）以外の漁船には、備え付けることを要しない。
（略）	（略）	（略）

改正前

別表（第六十六条関係）

属具名称	数量	摘要
（略）	（略）	（略）
紅色閃光灯	一個	一　（略） 二　海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）第四条の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された漁船（以下「指定漁船」という。）以外の漁船には、備え付けることを要しない。
（略）	（略）	（略）

（小型漁船安全規則の一部改正）

第二条　小型漁船安全規則（昭和四十九年農林省運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（航海用具の備付け）

第三十九条　小型漁船には、次の表に定める航海用具を備え付けなければならない。

航海用具の名称	数量		摘要
	第二種小型漁船	第一種小型漁船	
（略）	（略）	（略）	（略）
紅色閃光灯	一個	一個	一　（略） 二　海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）第五条の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された小型漁船（以下「指定小型漁船」という。）以外の小型漁船には、備え付けることを要しない。
（略）	（略）	（略）	（略）

2～4　（略）

改正前

（航海用具の備付け）

第三十九条　小型漁船には、次の表に定める航海用具を備え付けなければならない。

航海用具の名称	数量		摘要
	第二種小型漁船	第一種小型漁船	
（略）	（略）	（略）	（略）
紅色閃光灯	一個	一個	一　（略） 二　海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）第四条の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された小型漁船（以下「指定小型漁船」という。）以外の小型漁船には、備え付けることを要しない。
（略）	（略）	（略）	（略）

2～4　（略）

附　則

この省令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成三十年一月三十一日）から施行する。